

第七十二回 参議院通信委員会會議録第四号

昭和四十九年二月五日(火曜日)
午前十時十分開会

委員の異動

十二月十八日

辞任

今泉 正二君

西村 尚治君

十二月十九日

辞任

安井 謙君

川上 為治君

山田 徹一君

一月十九日

辞任

森 勝治君

一月二十一日

辞任

鈴木 一弘君

一月二十四日

辞任

西ヶ久保重光君

二月五日

辞任

小笠原貞子君

委員長の異動

一月二十四日西ヶ久保重光君委員長辞任につき、その補欠として川村清一君を議院において委員長に選任した。

出席者は左のとおり。

委員長 川村 清一君
理事 今泉 正二君

委員

植竹 春彦君
横川 正市君

西村 尚治君

松岡 克由君

森 勝治君

木島 則夫君

加藤 進君

青島 幸男君

委員以外の議員

議 員

政府委員

郵政大臣官房長

事務局側

常任委員会専門員

竹森 秋夫君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に關する調査
(派遣委員の報告)

○委員長(川村清一君) ただいまから通信委員会を開催いたします。

委員の異動について御報告いたします。
去る一月十九日、森勝治君が委員を辞任され、その補欠として鈴木強君が選任されました。

また、当委員会は委員が一名欠員となっており、私、川村清一が選任されました。

さらに、去る一月二十四日、西ヶ久保重光君が委員を辞任され、その補欠として森勝治君が選任されました。

本日、小笠原貞子君が委員を辞任され、その補

欠として加藤進君が選任されました。

○委員長(川村清一君) このたび、はからずも通信委員長に指名され、重責をになうことになりましたが、私は一度も通信委員会に籍を置いたことがなく、全くのしろうとでございます。したがって、どうしたらよいのか戸惑っているのが偽りのない現在の心境でございます。しかしながら委員各位はそれぞれ練達の方々ばかりでございますので、この点は非常に力強く存じております。

委員各位の御鞭撻をいただきながら一生懸命努力し、何とか職責を全うしたいと決意しておりますので、何とぞあたたかい御指導と御協力を賜わりますようお願い申し上げます。(拍手)

○委員長(川村清一君) 西ヶ久保前委員長から発言を求められておりますので、この際、これを許すことにいたします。西ヶ久保議員。(拍手)

○委員以外の議員(西ヶ久保重光君) 委員長のお許しを得て、一言ごあいさつ申し上げます。

私、たいへんふつつかかな者であります。一年間、当委員会の委員長の席を汚しまして、たいへん皆さま方のあたたかい御指導と御協力で事なくその任を終えましたことを心から感謝申し上げます。

何と申しましようか、私の政治生活の中で当委員会における委員長の一年間は忘れ得ない大きな印象と感激を覚えていたものであります。引き続き当委員会にと思いましたが、いろいろの事情で一時当委員会を離れますけれども、また一日も早く帰りますので、皆さま方の御交誼と御指導を得たいと思っております。

私の後任の川村委員長は御承知のように温厚篤実、まれに見る清潔の士であります。私以上にひとつあたたかい御指導と御協力を賜わります。

本委員会の発展をお祈り申し上げてあいさつにいたします。ありがとうございます。(拍手)

○委員長(川村清一君) この際、理事の補欠選任の件についておはかりをいたします。

今泉正二君及び森勝治君の委員異動に伴い、理事が二名欠員となっておりますので、その補欠選任を行ないたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(川村清一君) それでは理事に今泉正二君及び横川正市君を指名いたします。

○委員長(川村清一君) 郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に關する調査を議題とし、派遣委員の報告を聴取いたします。横川君。

○横川正市君 御報告を申し上げます。

私は、西ヶ久保前委員長、古池理事及び青島委員とともに、去る一月十六日から五日間、九州地方における通信関係業務の運営状況を視察してまいりましたが、その詳細につきましては、委員長のお許しを得まして、會議録にとめたいと存じますので、御了承をお願いいたします。

以上、簡単であります。御報告申し上げます。

○委員長(川村清一君) ただいま御報告がございましたが、別途、詳細にわたる報告書が提出されておりますので、これを本日の會議録の末尾に掲載することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(川村清一君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

本日は、これにて散会いたします。
午前十時十五分散会

〔参照〕
視察報告書

委員長 西ヶ久保重光
理事 古池 信三
委員 横川 正市
委員 青島 幸男

さる一月十六日から五日間、九州地方における通信関係業務の運営状況を視察してまいりましたので、その概要をご報告いたします。

まず、郵便事業について申し上げますと、今年年末年始における郵便業務の運行状況については、長期にわたるかつ激しい年末闘争の影響をうけ、九州管内においても全般的に立ち上がりが遅れましたが、問題があると思われる局に対しては重点的に指導を行なうなどにより、最終的には普通局全局において完全配達を達成することができました。

一月二日の郵便配達業務は本年始めて休止となりましたが、これにともない三日以降の業務運行につきましては年賀郵便の配達にかなり難渋をきたした趣であります。

なお、管内における郵便番号記載率は九六・三%と全国平均九四・七%を上回る好成績を示しております。

郵便貯金の奨励状況について申し上げますと、四十八年度の管内目標額は四、三三〇億円、全国目標額の占率は一〇・四%となっておりますが、奨励状況は順調に推移し、その推進率は十二月三十一日現在八六・一%であり、全国順位では第五位となっております。

なお、四十八年一月一日以来実施されている郵便貯金の預金者貸付制度はなかなか好評であり、貸付残高は約九〇億円、平均貸付期間は三か月となっております。

簡易保険の募集状況について申し上げますと、

四十九奨励年度目標額は二〇億二、〇〇〇万円で全国目標額の占率は一〇・一%となっておりますが、その達成率は十二月三十一日現在四八・一%であり、全国順位第三位の成績を収めております。

なお、保険募集に当っては国営保険としての品位を失うことがないよう厳しく戒めている趣であります。

郵便局舎改善計画について申し上げますと、五十三年度までは局舎新築または増築を要する局は普通局六〇局、特定局六三〇局で、そのうち普通局一四局、特定局七九局が工事中または設計中であります。この局舎改善計画は従来の局舎改善のテンポで推進されれば、その達成は可能なものと認められますが、現下の物価事情にかんがみまして、資材調達価格の高騰が懸念されるところであります。

次に郵政監察業務について申し上げます。本年度における郵政犯罪発覚状況は十二月末現在で二六五件、金額にして二、六九二万円であり、前年同期に比し二二件、七五三万円の増となっておりますが、郵便および保険部門の犯罪の激減に対し貯金部門の犯罪の激増が目立ちます。これは、ほとんどが不法に領得した貯金通帳による詐欺取犯でありまして、管内における本年度郵政犯罪の大半を占めております。また検挙件数は一九四件で、検挙率は七三%となっております。

次に電気通信事業について申し上げます。第四次五か年計画当初(四十三年)八五万にすぎなかった管内の電話加入数は、拡充計画の推進により四十八年三月には一九八万と二〇〇万台にせまっておりますが、人口百人当りの普及率は全国二〇・八に對し一六・二と、なおかなりの隔差がみられます。

加入電話積滞数は旺盛な電話需要にかんがみ、年々増加の傾向にありましたが、四十七年度の充足率はようやく五〇%をこえ、九州管内におきましても積滞数は横ばいから漸減傾向に移行し、目下五十二年度末積滞解消をめざして積極的努力が続けられております。

九州におけるデータ通信サービスは、四十八年三月に福岡、ひき続き九月に北九州において販売在庫管理サービスを、また西日本相互銀行システムのサービスを四十八年六月に開始しております。今後、科学技術計算サービスおよび電話計算サービスを四十九年度中に開始する予定であります。

次に電波監理行政について申し上げます。電波の科学技術、利用分野の両面にわたるめざましい発展にともない、管内の無線局数も飛躍的に増大し、四十八年十二月末現在一〇万九、〇〇〇局を数え、十年前の約六倍に達しており、その利用分野はきわめて広範に、また利用形態は複雑多岐となっております。

放送関係について申し上げますと、中波ラジオ放送の近隣諸外国からの放送波による混信妨害につきまして、管内におきましては、四十七年にNHK熊本第二放送を五〇〇キロワットに、民放二社につき五〇キロワットに増力する措置がとられましたが、増力の対象とならなかった民放局については、周波数割当ての可能な地域に対し、小電力局の置局を認めることにより受信改善を図っております。

なお、NHKによるラジオ放送につきましては、夜間、外国電波による混信がとくに甚だしい長崎ほか四局について第一放送の番組を一部FM放送でも送出する救済策を講じております。

テレビジョン放送につきましては、九州の地理的特性からNHKテレビジョン放送の難視聴地域が主として山間部、離島に散在するため、難視聴解消は全国平均よりやや遅れており、四十八年三月末現在二二万五、〇〇〇世帯の難視聴世帯が残されております。四十八年度においては約三万世帯の救済を目途に中継局の建設および共同聴視施設が推進されておりますが、難視聴解消について今後とも一層の努力が望まれるところであります。

管内における民放各社の経営におおむね順調に推移してございまして、中波ラジオ放送の営業収益

は近年著しい増収傾向にあり、またUHFテレビ局も開局から三年ないし四年目にあたる四十七年度までに全局単年度の黒字を計上する良好な経営状況にあります。

なお電力使用削減にともない民放各社のほとんどが深夜放送の時間短縮を実施しておりますが、これによる減収は各社平均おおむね月一、〇〇〇万円にのぼる趣であります。

有線テレビジョン放送法は、四十八年一月一日から施行されましたが、設置について郵政大臣の許可を要する大規模施設は当局管内では一七施設を数えますが、このうち再送信業務にあわせて自主放送を行なっているものは三施設で、その他はすべて再送信業務のみを行なっております。なお前者のうち大分市南部の団地に所在する株式会社組織による施設は、市の広報、地元ローカルニュース、教育教養、娯楽番組等の自主放送を行なっておりますが、経営の財源については利用料などの受信者負担に求めることなく、広告収入によって運営されている特色をもっております。

以上で報告を終ります。

十二月十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、簡易郵便局法等改正に関する諸願(第四七号)

第四七号 昭和四十八年十二月六日受理
簡易郵便局法等改正に関する諸願
請願者 岐阜県大垣市菅野一ノ一、六五六
ノ一四赤坂菅野簡易郵便局内 高瀬すゑ外一名
紹介議員 古池 信三君

郵政事業の末端における唯一の窓口機関である簡易郵便局の制度を次のように改善されたい。

一、簡易郵便局の取扱手数料(特に基本額)を現下の社会的経済的状態に即応し、かつ、人事院勧告の国家公務員給与ベース並みに抜本的な大幅な引き上げを断行すること。なお、その算定にあ

第一六〇号 昭和四十八年十二月十一日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願

請願者 青森県十和田市滝沢町滝沢簡易郵便局内 下村幸治

紹介議員 山崎 竜男君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第一六三号 昭和四十八年十二月十一日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願(二通)

請願者 岩手県江刺市木細工町木細工簡易郵便局内 太田欣一外一名

紹介議員 増田 盛君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第一七二号 昭和四十八年十二月十一日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願(二通)

請願者 島根県出雲市外園町外園簡易郵便局内 大谷隆一外二名

紹介議員 山本 利壽君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第一八二号 昭和四十八年十二月十一日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願(四通)

請願者 秋田県北秋田郡合川町合川駅前簡易郵便局内 工藤陸男外三名

紹介議員 山崎 五郎君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第二〇二号 昭和四十八年十二月十二日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願

請願者 栃木県那須郡烏山町宮原簡易郵便局内 斎藤房夫

紹介議員 植竹 春彦君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第二〇三号 昭和四十八年十二月十二日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願

請願者 福岡県三池郡高田町鷺山簡易郵便

局内 山崎利治

紹介議員 鬼丸 勝之君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第二〇四号 昭和四十八年十二月十二日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願

請願者 福井市南橋原町橋原簡易郵便局内

林和代

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第二〇五号 昭和四十八年十二月十二日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願(二通)

請願者 和歌山市岩橋岩橋簡易郵便局内

武田謙三郎外一名

紹介議員 前田佳都男君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第二一八号 昭和四十八年十二月十二日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願

請願者 茨城県水海道市大輪町五六七大花

羽簡易郵便局内 古谷康郷

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第二一九号 昭和四十八年十二月十二日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願(五通)

請願者 高知県室戸市室戸岬町二、一〇九

三津簡易郵便局内 山下芳光外四

名

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第二四二号 昭和四十八年十二月十三日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願(二通)

請願者 三重県員弁郡大安町平塚簡易郵便局内 小森みつ子外一名

紹介議員 斎藤 十朗君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

一月二十五日本委員会に左の案件を付託された。

一、簡易郵便局法等改正に関する請願(第二六

〇号)(第二七五号)(第三一九号)(第三二二

号)(第三三六号)(第三三七号)(第三七五号)

(第三七六号)(第三八八号)(第三九九号)(第

四〇〇号)(第四二二号)(第四二六号)(第四三

六号)(第四三七号)(第四三八号)(第四三九

号)(第四四〇号)(第四四六号)(第四五三三

号)(第四六三三号)(第四八三三三三三三三三

五〇四号)(第五〇五号)(第五〇六号)(第五〇

七号)(第五一三三三三三三三三三三三三三三

五二四号)(第五二四三三三三三三三三三三三

五四四号)(第五四四三三三三三三三三三三三

五五五号)(第五五五三三三三三三三三三三三

五六六号)(第五五六三三三三三三三三三三三

五七六号)(第五七六三三三三三三三三三三三

五八七号)(第五八七三三三三三三三三三三三

五九九号)(第五九九三三三三三三三三三三三

六〇〇号)(第六〇〇三三三三三三三三三三三三

六一〇号)(第六一〇三三三三三三三三三三三

六一九号)(第六一九三三三三三三三三三三三

六二四号)(第六二四三三三三三三三三三三三

六三三号)(第六三三三三三三三三三三三三三

六四三三三三三三三三三三三三三三三三三三

六四四三三三三三三三三三三三三三三三三

六四四三三三三三三三三三三三三三三三三

六四四三三三三三三三三三三三三三三三三

六四四三三三三三三三三三三三三三三三三

六四四三三三三三三三三三三三三三三三三

六四四三三三三三三三三三三三三三三三三

六四四三三三三三三三三三三三三三三三三

六四四三三三三三三三三三三三三三三三三

六四四三三三三三三三三三三三三三三三三

六四四三三三三三三三三三三三三三三三三

六四四三三三三三三三三三三三三三三三三

六四四三三三三三三三三三三三三三三三三

(第七二四号)(第七二五号)(第七二六号)(第七二七号)

第二六〇号 昭和四十八年十二月十四日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願

請願者 静岡県湖西市知波田町知波田簡易郵便局内 豊田つね外二名

紹介議員 山本敬三郎君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第二七五号 昭和四十八年十二月十五日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願(二通)

請願者 高知県室戸市室戸岬町二、一〇九

三津簡易郵便局内 北村なるみ外

十二名

紹介議員 長田 裕二君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第三一九号 昭和四十八年十二月十七日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願

請願者 鳥取市吉成町鳥取吉成簡易郵便局内 安本宏有

紹介議員 宮崎 正雄君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第三二二号 昭和四十八年十二月十七日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願

請願者 千葉県香取郡多古町船越二、〇五

二船越簡易郵便局内 幸島善雄外

一名

紹介議員 渡辺一太郎君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第三三六号 昭和四十八年十二月十八日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願

請願者 広島県比婆郡東城町内堀内堀簡易郵便局内 森下和敬

紹介議員 藤田 正明君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第三三七号 昭和四十八年十二月十八日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願

請願者 福島県いわき市内郷八反田簡易郵便局内 遠藤英男

紹介議員 松平 勇雄君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第三七五号 昭和四十八年十二月二十日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願(二通)

請願者 兵庫県赤穂市赤穂西簡易郵便局内 西本三太郎外一名

紹介議員 中西 一郎君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第三七六号 昭和四十八年十二月二十日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願(二通)

請願者 高知県室戸市室戸岬町二、一〇九 三津簡易郵便局内 北村澄外一名

紹介議員 濱田 幸雄君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第三八八号 昭和四十八年十二月二十日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願(二通)

請願者 富山県射水郡大島町新開簡易郵便局内 海内秀子外一名

紹介議員 橋 直治君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第三九九号 昭和四十八年十二月二十一日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願

請願者 高知県吾川郡吾北村下八川下八川簡易郵便局内 今井豊美

紹介議員 堀見 俊二君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

簡易郵便局法等改正に関する請願(三通)

請願者 高知市南秦泉寺南秦泉寺簡易郵便局内 藤原節子外二名

紹介議員 西村 尚治君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第四二二号 昭和四十八年十二月二十二日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願(二通)

請願者 長崎県松浦市星鹿町青島簡易郵便局内 辻川松子外一名

紹介議員 西村 尚治君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第四二六号 昭和四十八年十二月二十二日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願

請願者 山形市字新井田新井田簡易郵便局内 清野浩哉

紹介議員 白井 勇君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第四三六号 昭和四十八年十二月二十四日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願

請願者 石川県羽咋市大川町二ノ一五二羽 昨釜屋簡易郵便局内 中條彪

紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第四三七号 昭和四十八年十二月二十四日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願(二通)

請願者 三重県一志郡美杉村六三三石名原簡易郵便局内 中野栄次郎外一名

紹介議員 長田 裕二君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第四三八号 昭和四十八年十二月二十四日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願(六通)

請願者 高知県幡多郡大正町下津井一九三 下津井簡易郵便局内 北村明三外

五名

紹介議員 堀見 俊二君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第四三九号 昭和四十八年十二月二十四日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願(二通)

請願者 茨城県那珂市西塚原町九三八殿山簡易郵便局内 薄井民子外一名

紹介議員 中村 登美君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第四四〇号 昭和四十八年十二月二十四日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願(二通)

請願者 静岡県沼津市足高二九四ノ一沼津鉄工団地簡易郵便局内 川合清治外一名

紹介議員 山本敬三郎君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第四四六号 昭和四十八年十二月二十四日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願(四通)

請願者 三重県志摩郡磯部町渡鹿野渡鹿野簡易郵便局内 竹内平一外三名

紹介議員 斎藤 十朗君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第四五三号 昭和四十八年十二月二十五日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願(三通)

請願者 石川県鳳至郡能登町宮地六三三宮地簡易郵便局内 中田俊夫外二名

紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第四六三号 昭和四十八年十二月二十五日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願

請願者 三重県名張市西田原町六九五名張東田原簡易郵便局内 大西信子

紹介議員 斎藤 十朗君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第四八三号 昭和四十八年十二月二十五日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願

請願者 石川県七尾市江泊町十部二五北大呑簡易郵便局内 青木泰子

紹介議員 嶋崎 均君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第五〇三号 昭和四十八年十二月二十七日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願

請願者 大阪府高槻市田能塚田簡易郵便局内 田村貞二

紹介議員 中山 太郎君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第五〇四号 昭和四十八年十二月二十七日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願(五通)

請願者 佐賀県多久市北多久町多久原二、一四八多久原簡易郵便局内 西山タネ子外四名

紹介議員 長田 裕二君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第五〇五号 昭和四十八年十二月二十七日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願

請願者 静岡県磐田市大久保二七〇ノ一四大藤簡易郵便局内 神谷啓一

紹介議員 川野辺 静君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第五〇六号 昭和四十八年十二月二十七日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願(二通)

請願者 岡山県英田郡美作町美作町簡易郵便局内 山本清市外一名

紹介議員 西村 尚治君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

紹介議員 山崎 五郎君
この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第五六六号 昭和四十九年一月九日受理
簡易郵便局法等改正に関する請願

請願者 群馬県利根郡月夜野町後閑一、〇
入〇後閑駅前簡易郵便局内 楠瀬
達男

紹介議員 丸茂 重貞君
この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第五六七号 昭和四十九年一月九日受理
簡易郵便局法等改正に関する請願

請願者 福岡県三浦郡大木町上幸田口九〇
五ノ三上幸田口簡易郵便局内 荒
巻三郎

紹介議員 鬼丸 勝之君
この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第五六八号 昭和四十九年一月九日受理
簡易郵便局法等改正に関する請願(十通)

請願者 鹿児島県肝属郡東串良町岩弘二、
一九〇ノ三岩弘簡易郵便局内 中
堤操外九名

紹介議員 迫水 久常君
この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第五六九号 昭和四十九年一月十日受理
簡易郵便局法等改正に関する請願(五通)

請願者 群馬県利根郡水上町鹿野沢七〇ノ
五水上駅前簡易郵便局内 荒木叶
外四名

紹介議員 佐田 一郎君
この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第五七〇号 昭和四十九年一月十日受理
簡易郵便局法等改正に関する請願(二通)

請願者 新潟県新井市五日市一、二三斐
請願者 新井市五日市一、二三斐

紹介議員 太簡易郵便局内 相川俊次外一名
この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第五七一号 昭和四十九年一月十日受理
簡易郵便局法等改正に関する請願

請願者 神奈川県相模原市麻溝台一北里大
学簡易郵便局内 梶原重雄

紹介議員 内藤三郎君
この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第五七二号 昭和四十九年一月十日受理
簡易郵便局法等改正に関する請願(五通)

請願者 岡山県高梁市落合町二、九〇四福
地簡易郵便局内 土田関治外四名

紹介議員 西村 尚治君
この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第五七三号 昭和四十九年一月十日受理
簡易郵便局法等改正に関する請願(二通)

請願者 石川県小松市木場町一三三二木場
簡易郵便局内 毛利初枝外一名

紹介議員 安田 隆明君
この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第五七四号 昭和四十九年一月十日受理
簡易郵便局法等改正に関する請願(十通)

請願者 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町建石建石
簡易郵便局内 井上末好外九名

紹介議員 山崎 竜男君
この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第五七五号 昭和四十九年一月十一日受理
簡易郵便局法等改正に関する請願

請願者 長野県中野市西一町五ノ二五中野
簡易郵便局内 竹田清

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第五九一号 昭和四十九年一月十一日受理
簡易郵便局法等改正に関する請願(三通)

請願者 長野県南安曇郡三郷村三、〇五三
中萱簡易郵便局内 宮澤準次外二
名

紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第五九二号 昭和四十九年一月十一日受理
簡易郵便局法等改正に関する請願

請願者 茨城県北茨城市関南町三九八神岡
下簡易郵便局内 林作次

紹介議員 郡 祐一君
この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第五九三号 昭和四十九年一月十一日受理
簡易郵便局法等改正に関する請願

請願者 茨城県東茨城郡美野里町納場三三
四納場簡易郵便局内 小林助左衛
門

紹介議員 中村 登美君
この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第五九四号 昭和四十九年一月十一日受理
簡易郵便局法等改正に関する請願(十五通)

請願者 山形県西村山郡河北町西里一五下
横簡易郵便局内 横つる江外十五
名

紹介議員 白井 勇君
この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第五九五号 昭和四十九年一月十一日受理
簡易郵便局法等改正に関する請願

請願者 岡山県笠岡市小平井九九笠岡小
平井簡易郵便局内 森山信子

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第五九七号 昭和四十九年一月十二日受理
簡易郵便局法等改正に関する請願(四通)

請願者 福岡県行橋市中津熊中津熊簡易郵
便局内 中川孝市外三名

紹介議員 鬼丸 勝之君
この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第五九八号 昭和四十九年一月十二日受理
簡易郵便局法等改正に関する請願(二通)

請願者 鹿児島県国分市向花向花簡易郵便
局内 南栄熊外一名

紹介議員 迫水 久常君
この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第五九九号 昭和四十九年一月十二日受理
簡易郵便局法等改正に関する請願(十通)

請願者 奈良県橿原市見瀬町一、九五五見
瀬簡易郵便局内 島田富子外九名

紹介議員 新谷寅三郎君
この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第六〇〇号 昭和四十九年一月十二日受理
簡易郵便局法等改正に関する請願(七通)

請願者 新潟県長岡市高畑町一七ノ一長岡
高畑簡易郵便局内 桜井正夫外六
名

紹介議員 塚田十一郎君
この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第六〇一号 昭和四十九年一月十二日受理
簡易郵便局法等改正に関する請願(四通)

請願者 北九州市八幡区下上津役塔野七六
四ノ一三七塔野簡易郵便局内 山
下義人外三名

紹介議員 西村 尚治君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第六〇二号 昭和四十九年一月十二日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願

請願者 京都府船井郡和知町下栗野簡易郵便局内 下林俊一

紹介議員 林田修紀夫君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第六〇三号 昭和四十九年一月十二日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願

請願者 山形市大字志戸田一、六九七山形簡易郵便局内 熊谷林太郎

紹介議員 多田 省吾君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第六一六号 昭和四十九年一月十四日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願(九十五通)

請願者 香川県三豊郡豊浜町姫浜五四一花箱簡易郵便局内 藤村清外九十四名

紹介議員 長田 裕二君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第六一七号 昭和四十九年一月十四日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願(三三通)

請願者 鹿児島県姶良郡福山町福山八〇〇大庭簡易郵便局内 荒田栄吉外二名

紹介議員 柴立 芳文君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第六一八号 昭和四十九年一月十四日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願(七通)

請願者 広島県比婆郡西城町小島原備後落合簡易郵便局内 高橋益子外六名

紹介議員 西村 尚治君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第六一九号 昭和四十九年一月十四日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願(四通)

請願者 山口県美祢郡秋芳町嘉万八六三中辺簡易郵便局内 五島一郎外三名

紹介議員 二木 謙吾君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第六二〇号 昭和四十九年一月十四日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願(六通)

請願者 愛媛県八幡浜市真網代町丙二四八真網代簡易郵便局内 松良宇三吉外五名

紹介議員 増原 恵吉君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第六二三号 昭和四十九年一月十四日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願

請願者 広島県及三郡吉舎町敷地一、七八七ノ一敷地簡易郵便局内 佐久間 塩子

紹介議員 黒住 忠行君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第六二四号 昭和四十九年一月十四日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願

請願者 徳島県板野郡松茂町長原長原簡易郵便局内 賀川長美

紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第六二五号 昭和四十九年一月十四日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願

請願者 秋田県由利郡金浦町大竹下後二五大竹簡易郵便局内 今野与右エ門

紹介議員 山崎 五郎君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第六二六号 昭和四十九年一月十四日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願

請願者 鹿児島県曾於郡大崎町横瀬一、六〇〇横瀬簡易郵便局内 千歳 勲

紹介議員 迫水 久常君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第六二七号 昭和四十九年一月十六日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願(二通)

請願者 鹿児島県揖保郡額住町御領六、七五六御領簡易郵便局内 中村治男外一名

紹介議員 迫水 久常君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第六四一号 昭和四十九年一月十六日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願(三三通)

請願者 兵庫県朝来郡生野町山簡易郵便局内 竹村喜美子外二名

紹介議員 金井 元彦君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第六四二号 昭和四十九年一月十六日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願(三三通)

請願者 新潟県南魚沼郡大和町三一八水尾簡易郵便局内 種村宗市外二名

紹介議員 君 健男君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第六四三号 昭和四十九年一月十六日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願

請願者 徳島県阿南市福井町日ノ地一一九ノ二阿南小野簡易郵便局内 島ヨシ

紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第六四四号 昭和四十九年一月十六日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願(二通)

請願者 大分県南海部郡蒲江町大字楠本七

四四楠本簡易郵便局内 後藤佐寿外一名

紹介議員 後藤 義隆君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第六四五号 昭和四十九年一月十六日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願(七通)

請願者 新潟県佐渡郡佐和田町六五五二宮簡易郵便局内 松原健次外六名

紹介議員 塚田十一郎君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第六四六号 昭和四十九年一月十六日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願(四通)

請願者 愛知県越前町弓削町佐島簡易郵便局内 田中ムツエ外三名

紹介議員 増原 恵吉君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第六四七号 昭和四十九年一月十六日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願(四十九通)

請願者 宮崎県大坪町二、〇七九ノ三宮崎京塚簡易郵便局内 永田勝則外四十八名

紹介議員 長田 裕二君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第六四八号 昭和四十九年一月十六日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願(十三通)

請願者 岐阜県大垣市島里町六〇七ノ一大垣島里簡易郵便局内 西森富貴子外十二名

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第六四九号 昭和四十九年一月十六日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願(二通)

請願者 兵庫県小野市住吉町七ノ六小野

住吉簡易郵便局内 藤原孝子外一名

紹介議員 中西 一郎君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第六五一号 昭和四十九年一月十六日受理
簡易郵便局法等改正に関する請願(二十六通)

請願者 岡山県赤松郡熊山町二六八番前豊田簡易郵便局内 岡野玉恵外二十五名

紹介議員 木村 睦男君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第六五二号 昭和四十九年一月十六日受理
簡易郵便局法等改正に関する請願(十一通)

請願者 岩手県江刺市梁川字地藏堂一〇六菅生簡易郵便局内 及川恭一外十名

紹介議員 増田 盛君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第六五三号 昭和四十九年一月十六日受理
簡易郵便局法等改正に関する請願(二通)

請願者 兵庫県養父郡岡宮町大谷一八五太谷簡易郵便局内 大谷育恵外一名

紹介議員 萩原 幽香子君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第六五九号 昭和四十九年一月十七日受理
簡易郵便局法等改正に関する請願(二通)

請願者 京都府天田郡三和町上川合五九一ノ一上川合簡易郵便局内 東勝一外一名

紹介議員 植木 光教君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第六六〇号 昭和四十九年一月十七日受理
簡易郵便局法等改正に関する請願(二通)

請願者 鹿児島県肝属郡大根占町神川七、

五二三宿利原簡易郵便局内 今村テル子外一名

紹介議員 柴立 芳文君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第六六一号 昭和四十九年一月十七日受理
簡易郵便局法等改正に関する請願

請願者 島根県隠岐郡西郷町東郷簡易郵便局内 川崎憲三

紹介議員 西村 尚治君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第六六六号 昭和四十九年一月十七日受理
簡易郵便局法等改正に関する請願(二通)

請願者 栃木県塩谷郡喜連川町二、三四二喜連川篤宿簡易郵便局内 村上律子外二名

紹介議員 矢野 登君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第六六七号 昭和四十九年一月十七日受理
簡易郵便局法等改正に関する請願(二通)

請願者 鹿児島県大島郡喜界町滝川五五四滝川簡易郵便局内 嶺唯一外一名

紹介議員 川上 為治君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第六六八号 昭和四十九年一月十七日受理
簡易郵便局法等改正に関する請願(三通)

請願者 静岡県磐田郡浅羽町長溝一、六七七ノ四浅羽簡易郵便局内 安間吉蔵外三名

紹介議員 山本敬三郎君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第六六七号 昭和四十九年一月十八日受理
簡易郵便局法等改正に関する請願(三通)

請願者 福岡県京都郡田町若久簡易

郵便局内 福島定義外二名

紹介議員 鬼丸 勝之君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第六八八号 昭和四十九年一月十八日受理
簡易郵便局法等改正に関する請願(十六通)

請願者 高知県安芸市川北町甲八四三ノ一川北簡易郵便局内 樋口美枝子外十五名

紹介議員 塩見 俊二君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第六八九号 昭和四十九年一月十八日受理
簡易郵便局法等改正に関する請願

請願者 新潟県中頸城郡頸城村下三分一 一〇四 三分一簡易郵便局内 土田三男

紹介議員 塚田十一郎君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第六九〇号 昭和四十九年一月十八日受理
簡易郵便局法等改正に関する請願

請願者 愛媛県北宇和郡吉田町喜佐方簡易郵便局内 広瀬清治郎

紹介議員 堀本 宜実君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第六九一号 昭和四十九年一月十八日受理
簡易郵便局法等改正に関する請願

請願者 岩手県東磐井郡東山町河津簡易郵便局内 菅原喜重郎

紹介議員 増田 盛君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第七〇〇号 昭和四十九年一月十八日受理
簡易郵便局法等改正に関する請願

請願者 徳島県三好郡東祖谷山村菅生三八四ノ二菅生簡易郵便局内 竹橋武一

紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第七〇一号 昭和四十九年一月十八日受理
簡易郵便局法等改正に関する請願

請願者 大分県大野郡大野町二、二三五ノ二牧上簡易郵便局内 沓掛筆士

紹介議員 後藤 義隆君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第七〇二号 昭和四十九年一月十八日受理
簡易郵便局法等改正に関する請願(三通)

請願者 青森県上北郡野辺地町有戸小沢平八一有戸簡易郵便局内 古沢寛五郎外四名

紹介議員 山崎 竜男君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第七〇五号 昭和四十九年一月十九日受理
簡易郵便局法等改正に関する請願(二十三通)

請願者 広島県三原市木原町三、〇九九木原町簡易郵便局内 赤石キシコ外二十二名

紹介議員 長田 裕二君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第七〇六号 昭和四十九年一月十九日受理
簡易郵便局法等改正に関する請願(二通)

請願者 新潟県上越市飯町八四七飯簡易郵便局内 内山長衛外一名

紹介議員 西村 尚治君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第七〇七号 昭和四十九年一月十九日受理
簡易郵便局法等改正に関する請願(四通)

請願者 福島県安達郡白沢村糠沢字小田部一和木沢簡易郵便局内 国分茂外三名

紹介議員 松平 勇雄君
この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第七〇八号 昭和四十九年一月十九日受理
簡易郵便局法等改正に関する請願(二通)
請願者 石川県羽咋市大町餘喜簡易郵便局
内 村田美弥子外一名

紹介議員 安田 隆明君
この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第七〇九号 昭和四十九年一月十九日受理
簡易郵便局法等改正に関する請願
請願者 青森県西津軽郡木造町永田簡易郵便局内 須藤哲夫

紹介議員 向井 長年君
この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第七二三号 昭和四十九年一月十九日受理
簡易郵便局法等改正に関する請願
請願者 徳島県阿南市津乃峰町三四七阿南津乃峰簡易郵便局内 谷マスノ

紹介議員 久次米健太郎君
この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第七二四号 昭和四十九年一月十九日受理
簡易郵便局法等改正に関する請願(五通)
請願者 宮城県加美郡色麻村黒沢字切付一
切付簡易郵便局内 見玉武夫外四名

紹介議員 高橋文五郎君
この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第七二五号 昭和四十九年一月十九日受理
簡易郵便局法等改正に関する請願(五通)
請願者 石川県羽咋市志雄町敷波リ六一敷波簡易郵便局内 松多正子外四名

紹介議員 安田 隆明君
この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第七二六号 昭和四十九年一月十九日受理
簡易郵便局法等改正に関する請願(二通)
請願者 岐阜県郡上郡高鷲村蛙ヶ野簡易郵便局内 井上光三外一名

紹介議員 古池 信三君
この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第七二七号 昭和四十九年一月十九日受理
簡易郵便局法等改正に関する請願
請願者 宮崎県西都市岡富一、二二瀬口簡易郵便局内 矢野静夫

紹介議員 平島 敏夫君
この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

一月三十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、郵便貯金法の一部を改正する法律案
一、簡易生命保険法の一部を改正する法律案
一、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律案
郵便貯金法の一部を改正する法律案
郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。
第六十五条第一項中「十万円」を「二十万円」に改める。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案
簡易生命保険法の一部を改正する法律案
簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。
第六條第一項に次の一号を加える。
十四 割増金に関する事項

第十七条第一項中「三百万円をこえて」を「五百万円を超えて」に改め、同条第二項中「十万円」を「二十万円」に改める。

第三十一條第一項中「その額が当該保険契約につき第四十七條第一項又は第二項の規定により剰余金を分配するものとした場合において分配すべきこととなる額に満たない保険契約にあつては、当該分配すべきこととなる剰余金の額に相当する金額」を削る。
第四十七條第三項を削る。
第二章中第五十四條の次に次の一条を加える。
(割増金付簡易生命保険の取扱ひ)
第五十四條の二 簡易生命保険については、くじ引により割増金を付ける取扱ひをすることができ。

2 前項の割増金については、所得税を課さない。
附 則
この法律は、昭和四十九年五月一日から施行する。ただし、第十七條の改正規定は、同年十月一日から施行する。

2 昭和五十年三月三十一日までの間は、この法律による改正後の第十七條第一項中「被保険者一人につきそれぞれ五百万円を超えてはならない」とあるのは「被保険者一人につき、それぞれ五百万円を超えてはならず、かつ、定期保険の保険契約及びこれに付された傷害特約に係るものを除き三百万円を超えてはならない」とする。

3 この法律の施行前に効力が発生した簡易生命保険契約に係る保険金額の最低制限額については、なお従前の例による。

4 この法律による改正後の第六條第一項第十四号及び第五十四條の二の規定は、昭和五十一年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に取扱ひを開始した割増金付の簡易生命保険については、これらの規定は、なおその効力を有する。

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案
簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律(昭和二十七年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。
第三條第一項第十三号を次のように改める。
十三 第十一号に規定する社債以外の社債で政令で定めるもの
第三條第二項各号列記以外の部分中「電力債」を「社債(前項第十一号に規定する社債を除く。以下この条において同じ。)」に改め、同項第一号中百分の十を「百分の二十」に改め、同項第二号中電力債を「社債」に、「百分の五」を「百分の十」に改め、同条第六項中「電力債」を「社債」に改める。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

二月一日日本委員会に左の案件を付託された。
一、簡易郵便局法等改正に関する請願(第七五二号)(第七五三号)(第七五四号)(第七五五号)(第七五六号)(第七五七号)(第七五八号)(第七五九号)(第七六〇号)(第七六一号)(第七六二号)(第七六七号)(第七六八号)(第七六九号)(第七七〇号)(第七七一号)(第七七二号)(第七七三号)(第七七四号)(第七七五号)(第七七八号)(第七七九号)(第七八〇号)(第七八一号)(第七八二号)(第七八三号)(第七八四号)(第七八五号)(第七八六号)(第七八七号)(第七八八号)(第七八九号)(第七九〇号)(第七九一号)(第七九二号)(第七九三号)(第七九四号)(第七九五号)(第七九六号)(第七九七号)(第七九八号)(第七九九号)(第八〇〇号)(第八〇一号)(第八〇二号)(第八〇三号)(第八〇四号)(第八〇五号)(第八〇六号)(第八〇七号)(第八〇八号)(第八〇九号)(第八一〇号)(第八一一号)(第八一二号)(第八一三号)(第八一四号)(第八一五号)(第八一六号)(第八一七号)(第八一八号)(第八一九号)(第八二〇号)(第八二一号)(第八二二号)(第八二三号)(第八二四号)(第八二五号)(第八二六号)(第八二七号)(第八二八号)(第八二九号)(第八三〇号)(第八三一号)(第八三二号)(第八三三号)(第八三四号)(第八三五号)(第八三六号)(第八三七号)(第八三八号)(第八三九号)(第八四〇号)(第八四一号)(第八四二号)(第八四三号)(第八四四号)(第八四五号)(第八四六号)(第八四七号)(第八四八号)(第八四九号)(第八五〇号)(第八五一号)(第八五二号)(第八五三号)(第八五四号)(第八五五号)(第八五六号)(第八五七号)(第八五八号)(第八五九号)(第八六〇号)(第八六一号)(第八六二号)(第八六三号)(第八六四号)(第八六五号)(第八六六号)(第八六七号)(第八六八号)(第八六九号)(第八七〇号)(第八七一号)(第八七二号)(第八七三号)(第八七四号)(第八七五号)(第八七六号)(第八七七号)(第八七八号)(第八七九号)(第八八〇号)(第八八一号)(第八八二号)(第八八三号)(第八八四号)(第八八五号)(第八八六号)(第八八七号)(第八八八号)(第八八九号)(第八九〇号)(第八九一号)(第八九二号)(第八九三号)(第八九四号)(第八九五号)(第八九六号)(第八九七号)(第八九八号)(第八九九号)(第九〇〇号)(第九〇一号)(第九〇二号)(第九〇三号)(第九〇四号)(第九〇五号)(第九〇六号)(第九〇七号)(第九〇八号)(第九〇九号)(第九一〇号)(第九一一号)(第九一二号)(第九一三号)(第九一四号)(第九一五号)(第九一六号)(第九一七号)(第九一八号)(第九一九号)(第九二〇号)(第九二一号)(第九二二号)(第九二三号)(第九二四号)(第九二五号)(第九二六号)(第九二七号)(第九二八号)(第九二九号)(第九三〇号)(第九三一号)(第九三二号)(第九三三号)(第九三四号)(第九三五号)(第九三六号)(第九三七号)(第九三八号)(第九三九号)(第九四〇号)(第九四一号)(第九四二号)(第九四三号)(第九四四号)(第九四五号)(第九四六号)(第九四七号)(第九四八号)(第九四九号)(第九五〇号)(第九五一号)(第九五二号)(第九五三号)(第九五四号)(第九五五号)(第九五六号)(第九五七号)(第九五八号)(第九五九号)(第九六〇号)(第九六一号)(第九六二号)(第九六三号)(第九六四号)(第九六五号)(第九六六号)(第九六七号)(第九六八号)(第九六九号)(第九七〇号)(第九七一号)(第九七二号)(第九七三号)(第九七四号)(第九七五号)(第九七六号)(第九七七号)(第九七八号)(第九七九号)(第九八〇号)(第九八一号)(第九八二号)(第九八三号)(第九八四号)(第九八五号)(第九八六号)(第九八七号)(第九八八号)(第九八九号)(第九九〇号)(第九九一号)(第九九二号)(第九九三号)(第九九四号)(第九九五号)(第九九六号)(第九九七号)(第九九八号)(第九九九号)(第千号)

第七五二号 昭和四十九年一月二十一日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願

請願者 徳島県阿南市宝田町中友七四ノ二

紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第七五三号 昭和四十九年一月二十一日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願(五通)

請願者 群馬県利根郡昭和村赤城原八三六

赤城原簡易郵便局内 荒井カノエ
外四名

紹介議員 佐田 一郎君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第七五四号 昭和四十九年一月二十一日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願(二通)

請願者 鹿児島市中山町一、五九九大園簡

易郵便局内 徳水スミエ外一名

紹介議員 迫水 久常君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第七五五号 昭和四十九年一月二十一日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願(二通)

請願者 愛知県安城市赤松町新屋敷二二五

安城赤松簡易郵便局内 後藤清美
外一名

紹介議員 柴田 栄君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第七五六号 昭和四十九年一月二十一日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願(五通)

請願者 奈良県吉野郡大淀町松垣本大淀松

垣本簡易郵便局内 川西富久外四
名

紹介議員 新谷寅三郎君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第七五七号 昭和四十九年一月二十一日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願

請願者 熊本県上益城郡御船町一、五七五

紹介議員 高田 浩運君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第七五八号 昭和四十九年一月二十一日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願

請願者 愛媛県北宇和郡大見町小松乙二二

七三島簡易郵便局内 青木英篤
増原 恵吉君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第七五九号 昭和四十九年一月二十一日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願(五通)

請願者 福島県東白川郡塙町上石井六一ノ

一上石井簡易郵便局内 石川浩外
四名

紹介議員 松平 勇雄君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第七六〇号 昭和四十九年一月二十一日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願(七通)

請願者 島根県大原郡木次町大字里方五九

六ノ一里方簡易郵便局内 島谷正
外六名

紹介議員 山本 利壽君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第七六一号 昭和四十九年一月二十一日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願

請願者 長野県下伊那郡阿南町和合八九七

和合簡易郵便局内 関勝夫外一名

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第七六二号 昭和四十九年一月二十一日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願

政本省飯倉分室内全国簡易郵便局

連合会内 辻川熊介

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第七六七号 昭和四十九年一月二十一日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願(二通)

請願者 兵庫県津名郡北淡町野島基浦五一

四野島簡易郵便局内 野島茂一外
一名

紹介議員 金井 元彦君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第七六八号 昭和四十九年一月二十一日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願(三通)

請願者 岐阜県加茂郡八百津町福地福地簡

易郵便局内 飯田藤行外二名

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第七六九号 昭和四十九年一月二十一日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願(三通)

請願者 岩手県江刺市米里字重王堂一六ノ

一木細工簡易郵便局内 太田悦子
外二名

紹介議員 増田 盛君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第七七〇号 昭和四十九年一月二十一日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願(三通)

請願者 福島県大沼郡昭和村大芦字宮田

一、六三五大芦簡易郵便局内 渡
部雄昭外二名

紹介議員 鈴木 省吾君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第七七一号 昭和四十九年一月二十一日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願(七通)

請願者 宮崎県都城市下水流町三、〇三六

下水流簡易郵便局内 浜川みよ子
外六名

紹介議員 温水 三郎君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第七七二号 昭和四十九年一月二十一日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願(七通)

請願者 広島県御調郡御調町綾目中山原九

五九ノ二奥村簡易郵便局内 松井
武夫外六名

紹介議員 藤田 正明君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第七七三号 昭和四十九年一月二十一日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願(二通)

請願者 岩手県久慈市夏井町一ノ三六ノ二

夏井簡易郵便局内 夏井辰巳外一
名

紹介議員 岩動 道行君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第七七九号 昭和四十九年一月二十二日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願

請願者 島根県浜田市長沢六六一ノ三浜田

長沢簡易郵便局内 酒井春成

紹介議員 大谷藤之助君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第七八〇号 昭和四十九年一月二十二日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願(十一通)

請願者 長野県小諸市滝原区六九八滝原簡

易郵便局内 榎山登外十名

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第七八一号 昭和四十九年一月二十二日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願

請願者 新潟県上越市夷浜二八〇夷浜簡易郵便局内 笹川彦作

紹介議員 塚田十一郎君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第七八二号 昭和四十九年一月二十二日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願(六通)

請願者 広島県三次市糸井町糸井簡易郵便局内 池上登美子外五名

紹介議員 中津井 真君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第七八三号 昭和四十九年一月二十二日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願

請願者 山口県玖珂郡美川町四馬神簡易郵便局内 三浦武雄

紹介議員 二木 謙吾君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第七八四号 昭和四十九年一月二十二日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願(二通)

請願者 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町二河八五ノ二湯川駅前簡易郵便局内

清水寿郎外一名

紹介議員 前田佳都男君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第七八五号 昭和四十九年一月二十二日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願

請願者 兵庫県六甲郡千種町一、四五七鷹巣簡易郵便局内 春名五右衛門

紹介議員 中西 一郎君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第八〇四号 昭和四十九年一月二十三日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願(二通)

請願者 岐阜県加茂郡東白川村五加一、二四七 五加簡易郵便局内 古田国

紹介議員 栄外一名
古池 信三君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第八〇五号 昭和四十九年一月二十三日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願

請願者 大分県臼杵市江無田四四七ノ一江無田簡易郵便局内 佐藤宣子

紹介議員 後藤 義隆君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第八〇六号 昭和四十九年一月二十三日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願(六通)

請願者 熊本県山鹿市大字山鹿五八〇山鹿栗林簡易郵便局内 竹熊源吾外五名

紹介議員 高田 浩運君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第八〇七号 昭和四十九年一月二十三日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願

請願者 岐阜県掛妻郡藤橋村五六〇ノ一杉原簡易郵便局内 島中敏朗

紹介議員 西村 尚治君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第八〇八号 昭和四十九年一月二十三日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願(四通)

請願者 宮崎県都城市丸谷町四五八万ヶ塚簡易郵便局内 木脇博保外三名

紹介議員 温水 三郎君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第八〇九号 昭和四十九年一月二十三日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願

請願者 東京都港区麻布坂倉町六ノ一三郵政本省飯倉分室内全国簡易郵便局連合会内 北村千代亀

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第八三六号 昭和四十九年一月二十三日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願

請願者 兵庫県神崎郡香寺町恒屋一、九九〇恒屋簡易郵便局内 橋本喜美代

紹介議員 中西 一郎君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第八三七号 昭和四十九年一月二十三日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願

請願者 徳島県那賀郡相生町吉野字イヤ谷三三相生川口簡易郵便局内 伊東 常子

紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第八五九号 昭和四十九年一月二十四日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願(二通)

請願者 三重県熊野市飛鳥町一六八又簡易郵便局内 吉田雄雄外一名

紹介議員 斎藤 十朗君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第八六〇号 昭和四十九年一月二十四日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願(三通)

請願者 熊本県上益城郡矢部町北中島一、三三三中島簡易郵便局内 歌野宏

紹介議員 高田 浩運君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第八六一号 昭和四十九年一月二十四日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願

請願者 山口県熊毛郡平生町周防大野簡易郵便局内 中川繁二

紹介議員 二木 謙吾君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第八六二号 昭和四十九年一月二十四日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願

請願者 福島県双葉郡大熊町野上六三八野上簡易郵便局内 木幡トリ

紹介議員 山下 春江君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第八六三号 昭和四十九年一月二十四日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願(二通)

請願者 兵庫県多紀郡篠山町八一 八上簡易郵便局内 畑恵子外一名

紹介議員 萩原幽香子君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第八七二号 昭和四十九年一月二十四日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願

請願者 長野県塩尻市広岡高出一、四九六ノ四一 桔梗ヶ原簡易郵便局内 倉 沢明

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第八七三号 昭和四十九年一月二十四日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願

請願者 鹿児島県日置郡東市来町湯田四、七八三皆田簡易郵便局内 米丸ミ

紹介議員 迫水 久常君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第八七四号 昭和四十九年一月二十四日受理

簡易郵便局法等改正に関する請願(二通)

請願者 熊本県大草郡大矢野町上一、九八九 九八の女簡易郵便局内 谷口孝子

紹介議員 西村 尚治君

外二名

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第八七五号 昭和四十九年一月二十四日受理
簡易郵便局法等改正に関する請願

請願者 群馬県群馬郡榛名町十文字二三〇

十文字簡易郵便局内 後閑和子

紹介議員 丸茂 重貞君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第八七六号 昭和四十九年一月二十四日受理
簡易郵便局法等改正に関する請願(二通)

請願者 島根県八束郡八雲村平原簡易郵便

局内 三島春江外一名

紹介議員 山本 利壽君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第八七七号 昭和四十九年一月二十四日受理
簡易郵便局法等改正に関する請願

請願者 広島市瀬野川町一、九三三ノ一一

九上中野簡易郵便局内 松村実郎

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第二号中正誤

ハシ 段行 誤

一 四 議私

二 終わり
得をない

三 一七 三百万

私 正

第三号中正誤

ハシ 段行 誤

一 三 待って

二 二 同せず

三 四 一じゅう

四 四 郵便法

六 終わり
四 預金定期

三 一 問題い

二 三 問題い

一 四 藤袋

持って
同せず
一年じゅう
郵便物
定期預金
間違
袋

昭和四十九年二月九日印刷

昭和四十九年二月十二日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

B